

協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書

現在の日本社会は、年金、医療、福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、ワーキングプア、ネットカフェ難民、偽装請負(派遣)などに象徴されるような、働いても十分な生活が維持できないなど、困難を抱える人々が増大し、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増している。

このような中、地域の問題はみずから地域で解決しようと、NPOやボランティア団体、協同組合、自治会などさまざまな非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しているが、これらの団体の一つである協同労働の協同組合は、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けている。

この協同労働の協同組合は、働く者が出資し合い、全員参加の経営で仕事を行う組織であるが、国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、この協同労働という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきているが、自分たちの働き方に見合った法人格が欲しい、労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をして欲しいと、法律の整備を求めてきている。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方であるところの、労働者協同組合についての法制度が整備されており、日本でも、この協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同しているところである。

このような状況を背景に、国会においても、160名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど、法制化の検討が始まっている。

だれもが、希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国におかれては、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子高齢化社会に対応する有力な制度として、協同労働の協同組合法を速やかに制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

熊本県議会 議長 村上寅美

衆議院議長 河野洋平様

参議院議長 江 田 五 月 様
内閣総理大臣 麻 生 太 郎 様
総務大臣 鳩 山 邦 夫 様
厚生労働大臣 舛 添 要 一 様
経済産業大臣 二 階 俊 博 様